

～住居確保給付金のご案内～

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、佐世保市社会福祉協議会（以下、自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職・廃業または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれのある方
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内であること
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であったこと（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること（収入には、公的給付を含む）。(家賃の上限額は平成27年7月1日現在)

世帯人数	基準額	+ 1か月の家賃額（上限額）	= 収入基準額
1人	81,000円	単身世帯 32,000円	113,000円
2人	123,000円	2人世帯 38,000円	161,000円
3人	157,000円	3～5人世帯 42,000円	199,000円
4人	194,000円	※上限額より高い家賃額の住宅にお	236,000円
5人	232,000円	住いの場合は上限額で算出します。	274,000円

※ 世帯員が6人以上の世帯の基準額についてはお問い合わせください。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金及び現金の合計額が次の金額以下であること。
【単身世帯】48万6千円 【2人世帯】73万8千円 【3人世帯】94万2千円
【4人以上世帯】100万円
- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給方法・支給額・支給期間

- ① 支給方法：佐世保市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます
- ② 支給額：下記の金額を上限とし、申請月の世帯収入に応じて算出される金額を支給します
【単身世帯】32,000円 【2人世帯】38,000円 【3～5人世帯】42,000円（平成27年7月1日現在）
- ※ 世帯員が6人以上の世帯の支給額についてはお問い合わせください。
- ③ 支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

住居確保給付金の支給期間中の就職活動等

本給付金の受給期間中は、下記①～③の就職活動要件を満たすことや自立相談支援機関が作成するプランに基づいた就職活動が必要です。以上の就職活動を怠った場合は支給を中止することがあります。

- ① 毎月1回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けること
- ② 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受けること
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行い、または求人先の面接を受けること

【相談・申請窓口】

佐世保市社会福祉協議会 住居確保給付金担当

直通電話：0956-23-0265（お気軽にお問い合わせください。）